

ふつききょう

〒552-0001
大阪市港区波除 5-7-6-201
TEL:06-6567-8071
FAX:06-6567-8089
<http://www1a.biglobe.ne.jp/~hukikyo/>

第52号 発行：(社福)精神障害者社会復帰促進協会

社会福祉法人制度改革に向けて

社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会 理事長 殿村壽敏

皆様にはつつがなく新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

さて、当復帰協は、前身「精神病回復者社会復帰援護協会」の発足以来本年7月で46周年を迎え、と同時に一昨年の当法人の業務リニューアルに重ねて、今春いよいよ他の社会福祉法人様と同様、変革の春を迎えます。

言わずもがな、改訂社会福祉法に伴う社会福祉法人制度改革が、本年4月から定款変更等で本格化されるところ、その準備に昨年は一定の時間を割かれました。当法人を支えて下さっている皆様のお陰で、定款変更等の準備は滞りなく進んでいますが、その準備を行いつつ、いったいこの改革は誰のためのものなのか、今一つ理解できないまま新年を迎えるました。一部の社福法人の不正問題に端を発しての改革、その具体的中身がサービス利用の皆さんに益ならしめるのか、間違っても後退にはならぬはず如何、との疑問を払拭できないままの年越しでした。

社福法人の経営組織の在り方として、評議員会の必置と理事会との分離、評議員選任・解任委員会の必置等々については、多少の事務量増が強いられるものの許容の範囲内。しかし、役員等の損害賠償責任の明確化、罰則の強化、行政の指導監督機能の強化、加えて内部留保の明確化と福祉サービスの地域還元、過剰なまでの責任の押しつけは、当法人の如く小規模法人では、大きな別途経費や労力の負担増となり、直接・間接に法人運営に影響を及ぼし、その結果がサービスユーザーに悪影響を来たさぬかを憂います。

当法人はこれまで行政と一体となって真摯に業務に立ち向かい、一生懸命努力を積み重ねてきました。この改革で互いのイーブンな信頼関係が音を立てて崩れていくような、そのような印象です。ただでさえ脆弱な身分保障、給与体系にあっても、崇高な社会福祉理念を信念として、日夜地域福祉に奔走してくれている職員への影響も必定、日常的緊張の呪縛、労働過重等を考えると、暗澹たる気持ちになるのです。

「福祉」の公的責任性が大幅後退の昨今、営利企業の福祉分野への参入増大、それらを一層進展させるがために中・大規模社福法人への再統合を促進させる手段ではないかと、この改革の背景を捉えます。故に、我々小規模社会福祉法人存続の危機的状況にある、と。「妄想」であることを祈るばかりです。

*

*

*

新年を迎えました。時の流れや運命を呪っていても仕方ありません、どのような状況にあっても、地域でわれわれのサポートを待ってくれている方々の存在を忘れてはなりません。故に、自らを奮い立たせて今後に立ち向かう以外に方法はないのです。

歴史と実績の我が復帰協が、制度改革を契機に、よりしっかりと地域に根ざして地域の皆さんと共に歩んでいく姿勢が重要なだと考えます。ピンチはチャンス、今年復帰協は事業の拡大を計画しています。辛いけど歯を食いしばって職員一同が大同団結して危機を乗り越えます。ご期待ください。

終わりに、今年も皆様の当法人への叱咤激励ご鞭撻のほどをお願い申し上げ、皆様のご健勝とご発展を祈念して、新年のわたくしの挨拶の代わりとさせていただきます。

精神保健福祉実践講座

「相談支援の原則一記録」 桃山学院大学 辻井誠人

「記録はどうも苦手で、面倒なので、特筆すべき時のみ記す」「かかわることが重要で、記録はそれほど意味が無い」「記録をつけている暇があれば、一人でも多くの人に支援した方が良い」など、記録を蔑ろにするための言い訳は様々である。

精神保健福祉実践における記録は、支援した内容や面接での相互作用などを振り返って、後に役立つように記述することである。また、その主な目的は、何よりも、支援内容を高めることにあり、記録に残して、はじめて一つのプロセスが終了する。

支援には予測や準備が必要だが、事前に用意されたものを利用者に押し付けるものではない。そのように機械的にできるのであれば、専門職は必要ない。一緒に考え取り組んでいくものである以上、その場で判断し、対応（言動）しなければならないことが多くなる。どんなにベテランであっても、各場面の対応を全て正しいものにすることは実際には不可能である。やはり、その内容を振り返って検証することが求められる。

記録を作成しようとすれば、メモと記憶をもとに、必ずその場面を振り返らなくてはならない。この過程で、より良い提案が見出されたり、間違った情報を提供していたことに気づいたりするのである。それが支援内容を高めていくことにつながるのである。

記録をスムースに作成するための工夫は、その文体や形式などの技法を身につける以前に、まずは、何よりも記録の意義を十分認識することであり、それに対する組織的な仕組みをつくることである。記録は、担当者の交代や緊急時の対応のためだけにあるのではない。面接などの支援前には、前回までの課題や取り組みを記録によって確認するものである。そうすることで、面接の焦点が定まり、効率的かつ効果的に進められるのである。また、利用者の前回からの変化にも気づき易くなるのである。

以上のように、記録は相談支援の原則として位置づけられるものである。つまり、暇ができれば記録するというではなく、業務プロセスに明確に組み込まれるべきものである。だからこそ、面接や連絡調整などの後に、可能な限り速やかに記録することである。他に優先すべき業務があり、すぐに取りかかれなくても、その日のうちに必ず作成することである。時間が経過すればするほど、また、翌日以降に繰り延べされれば、間にプライベートな時間が介在することになり、その印象や感性を含めて記憶が一層薄れ、記録内容は低下する。記憶が薄れるにつれ、都合の良い内容として想起され、悪意が無くとも、記録が作話される可能性が高くなるので、注意が必要である。

シンポジウム「相模原事件と精神障害者」開催される

11月6(日)に、摂津市庄屋の大坂人間科学大学でシンポジウム「相模原事件と精神障害者」が開催されました。当時は約250人の参加があり、各シンポジストの話に熱心に耳を傾けておられました。

このシンポジウムは大阪精神保健福祉協議会の主催でしたが、協議会の高橋幸彦会長（茨木病院理事長）は当法人の理事でもあり、これまで何かとご縁の濃い関係もあり、本シンポジウムの開催に当法人は積極的に協力支援を行いました。

シンポジウムには、大阪精神保健福祉協議会の親組織である全国精神保健福祉連絡協議会の会長であり、我が国における地域精神保健福祉の第一人者である竹島正先生をお招きして、基調講演とシンポジウムのご助言をお願いしました。

大阪精神医療人権センター代表理事、読売新聞大阪本社編集委員、大阪府精神障害者家族会連合会会長、精神障害と社会を考える啓発の会会长、大阪精神障害者連絡会代表ら5人がシンポジストとして登壇され、当日の司会進行等を当法人理事長（大阪精神保健福祉協議会理事）の殿村が務めました。



今回の事件について各シンポジストの所属、立場を踏まえての問題点の指摘、見解、「精神障害者の犯罪と決めつけている、ゆえに安易に措置入院制度の改定で結論付けようとしている、マスコミの報道姿勢の問題、実名報道のこと、情けないほどの同じことの繰り返しへの失望と怒り、当事者への大きな影響、多機能型精神科（核診療所）地域ケア体制構想への違和感……」などが語られました。

これらの課題というパズルを一つひとつ丁寧に整備して後、パズル全体を組み合わせて仕上げるべきなのに、どうも為政者は「かたち」という「結果」に急ぎ走るようです。そんなことが今回のシンポジウムで見えてきた、と思います。

(文責・殿村壽敏)

平成28年度大阪府精神障がい者社会参加活動振興事業

「精神障がい者ソフトバレーふれあい交流会」実施報告

名称：精神障がい者ソフトバレーふれあい交流会

運営団体：主催 大阪府 主管 社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会

後援 一般社団法人 大阪精神保健福祉協議会 協力 大阪府バレーボール協会 株式会社ミカサ 株式会社モルテン

目的：精神障がい者のスポーツ振興、体力の維持・増進を図ると共に、精神保健福祉の普及啓発を図り、精神障がい者の社会参加を促進する。

開催日時：平成28年11月7日（月）午前10時より午後4時まで

会場：東和薬品RACTABドーム（大阪府立門真スポーツセンター）サブアリーナ（バレー場コート3面）

進行：ランダム総当り（各チーム3試合）

ルール：日本バレー協会6人制競技規則に精神障がい者特別ルールを加えたもの

審判：大阪府バレー協会（各コート2名 計6名）その他審判補助員として、実行委員、出場メンバー等

表彰：各コートの1、2位を表彰 表彰状（1、2位チーム）記念メダル（1、2位選手全員）

記念品：全出場チームに記念品として試合球を贈呈。株式会社モルテン・株式会社ミカサより試合球を提供いただいた。

参加者：19チーム（個人参加なし）選手及び役員約200名 その他スタッフ、見学者を含め約240名

活動成果：今回は会場を変更し、開催しましたが、前年度並みの申込みをいただき、当初に申込みいただいた全チームが参加し、また、応援も40名を超える方々が来場していただき、活気のある大会となりました。

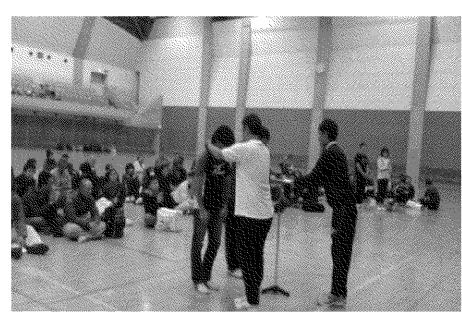
開会式では復帰協の石田理事のご挨拶に引き続き、大阪府バレー協会 川之上副会長よりご祝辞を賜りました。

応援席には各チームを応援する横断幕もいくつか見られ、あわせて、明るい応援の声が響く中、試合が行われました。

閉会式では大阪府バレー協会 審判規則委員である柳谷理事より講評をいただき、また、（株）ミカサ、

（株）モルテンより提供いただいた試合球19個を出場全チームにお配りしました。

今回も参加賞として出場チーム3事業所から自主製品を提供していただきました。



港区障がい者相談支援センター・ふつききょう

港区障がい者相談支援センターについて報告させて頂きます。開所から約2年を迎え、あつという間に来年度で3年目を迎えます。今まで数多くの相談業務に携わり、多くの当事者からの相談や家族、各サービス事業者や医療機関からの相談、他分野領域における教育機関や司法機関など相談依頼先は幅広いものでした。当事者の方から作業所や就労系事業所の紹介やグループホームやショートステイなどの住居や一時利用についての相談、社会資源一つの活用についても内容は様々です。また居宅介護や生活介護などのサービス事業者から障がい特性や対応スキルについての相談、医療機関からは退院支援及び定着に関する相談などがあります。その他にも、ひきこもりや、ごみ屋敷問題に関する相談まで多岐に渡る相談が寄せられています。このように、相談ルートや相談内容が多岐に渡ることから、相談支援のスキルや様々な知識を問われるこども多々ありました。精神障がいのみならず、知的障がいや身体障がい、難病等がある方々からも相談を頂きます。障がい特性の理解や制度、地域にある社会資源にどう繋げていくか等、相談支援の展開や手法も様々です。

平成18年4月、障害者自立支援法施行にて「三障害一元化」の大きな変革がありました。これは、障がいの種別に関わらず障がいのある方が必要なサービスを利用できるよう、サービスを利用する為の仕組みが一元化されたというものです。その後は、平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。このように、制度が改定されていく中、時代に沿って背景を理解しながら業務に携わるという事は、大きな視点で社会や地域全体を見るという重要なものと理解しています。

社会背景を理解するとともに、相談者の方の生活背景を重視する。ひとりの人としてその人と向き合い、その人の想いに寄り添う。。。時代や社会が変わろうとも相談者の方に対する姿勢は変わりません。今後も、センターでは相談支援に関する研修やその他専門分野に関する研修等に積極的に参加し、スキルアップを目指していきたいと思います。

施設運営事業 ふれあいの里

ふれあいの里で実施している事業のうち、就労継続支援B型事業、共同生活援助事業、地域活動支援センター（生活支援型）事業の取り組みについて報告させていただきます。

就労継続支援B型 就労継続支援B型では毎年、地域で行われる行事に参加させていただき、地域住民の方との交流を図る機会が数回あります。まず、ふれあいの里がある西成区南津守地域で住んでいる子どもを対象としたお祭りで、10月に南津守子どもデーというものがあります。そこでは子どもたちに楽しんでもらうために町会が企画をしているイベントで5年ほど前からふれあいの里も出店の依頼を受け参加させていただいております。普段の作業では紙漉きをしており、出張ミニ紙漉きの体験を子どもたちに楽しんでもらいます。流行りのキャラクターなどを印刷した切り絵をはがきサイズのミニ紙漉きに入れてもらってオリジナルの紙を漉いてもらいました。子どもたちも初めてなのでメンバーさんに手伝ってもらいながら、はがきサイズの紙が出来ました。体験をした子どもは100名近くの人が参加してくださいり大盛況でした。次に11月に開催された西成区民まつりにも参加させていただき、手漉きの便せん・封筒・メッセージカード・カレンダー付きメモ帳・カレンダーなどの自主製品を出展販売しました。メンバーさんは大きな声で売り込みし、商品を持って「どうですか？」と直接売りに周る姿も見れました。「自分が作った商品が売れる嬉しさ」という感想を聞くことができました。なかなかこのように地域のイベントに出店、参加する機会は多くありませんが、このような機会を大切にし、交流を深めると共に、ふれあいの里の活動について広く知っていただければと思います。



共同生活援助 共同生活援助では、現在12名の方が入居されています。前号から1名の方が地域へ卒業され、今では就職され、ご自身で生計を立てながら地域で生活されています。そして、現在の取り組みでは、11月に入居者全員で夕食会を行いました。毎日の夕食では、世話人が提供する夕食を食べるという形ですが、焼き肉パーティーを行い、準備や自分で焼く等簡単な調理も行ってもらいました。また、同じ建物で毎日顔を合わせる方もおられます。そのため、入居者と職員、みんなが交流できるようにという思いもこめて行いました。みんなで食卓を囲んで

夕食事は、普段の夕食時以上に笑い声や会話が飛び交いながら、活気のある夕食会となり、「またしたい！」という声がたくさんありました。現在、一人暮らしを目標にされている方が多く、地域生活を送られる際は自治会やご近所付き合いの場面も考えられます。今後もこのような催しを通じて、生活の場の交流を感じてもらえるような取り組みを、入居者の方々と一緒に考えて実施していきたいです。

地域活動支援センター 地域活動支援センターでは毎年、あったかハートフェスティバルと西成区民まつりのイベントに参加しています。例年、夏に区民まつり、秋にあったかハートフェスティバルというのが恒例でしたが、今年は区行事編成の影響で11月12日・13日と、二日続けての開催となりました。あったかハートフェスティバルの実施主旨は、『障がいは特別なことではなく、誰にでも起こり得る当たり前のこと』を基本理念とし実施され、「地域で共に生きる」ことの大切さや、障がいや病気であっても安心して暮らせる地域づくりについて考え、お互いが暮らしやすいまちを目指しています。障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、保健・医療・福祉サービスの充実と共に、地域社会の理解が不可欠です。ふれあいの里では、地域の皆さんと交流し、お互いに理解を深め合うために、利用者の方たちと一緒に参加し普段の自分たちの思いを表現しました。区民まつりは、人と人との「つながり」や「きずな」の大切さを感じ、障がいのある人も、障がいのない人も同じコミュニティに参加するための西成区全体の催しです。フリーマーケットが軒を連ね、水道局や警察署などが市民の意識を高めてもらうためのブースも並びます。そんな中、ふれあいの里では、あったかハートフェスティバルと同様に、利用者の方たちと一緒にになって出店し、ハッシュドポテトを販売しながら支援センターで行われている行事予定やふれあいの里のパンフレットを貼り、ふれあいの里の活動を知ってもらいながら楽しく、参加しました。

港区障がい者相談支援センター・ふつききょう
〒552-0001 大阪市港区波除5-7-6 ハイニッセイ101
TEL:06-6585-2211 FAX:06-6585-2212

ふれあいの里

〒557-0063 大阪市西成区南津守1-4-46
地域活動支援センター TEL:06-6659-2672 FAX:06-6659-2673
就労継続支援B型 TEL:06-6659-2681 FAX:06-6659-2705
共同生活援助(ほうゆう) TEL:06-6659-2815 FAX:06-6659-2673